

# 狂犬病予防法の一部を改正する法律等の施行について

昭和29年8月27日 衛発第615号  
各都道府県知事・各政令市市長あて厚生省公衆衛生局長通知

標記の件については、本日厚生事務次官名による通達のあつたところであるが、細部に亘つてはさらに左記事項に留意のうえ、その運営に遺憾なきを期せられたい。

## 記

### 1 抑留

- (1) 立入権限を有するものは、狂犬病予防員のみであること。
- (2) 土地、建物又は船車の看守者又はこれに代るべき者が拒んだ場合には、当該場所に立ち入つて逃げ込んだ犬を捕獲することはできない（ただし、これらの者は正当な理由がなければ拒むことはできないことになつている。）こととなつているので、紛議をさけるため必ず当該看守者又はこれに代るべき者の明確な同意を得た後に立ち入らせるようにすること。  
なお、法第6条第3項ただし書の「看守者」又は「これに代るべき者」とは、事実上の管理者、監督者若しくは守衛者又はこれらの者に代つて管理的業務を遂行し得る者のことであつて、主として考えられるのは家庭における世帯主、主婦、倉庫の管理者、工場の守衛者等である。
- (3) 狂犬病予防員が立入権限を行使することができる場合は、その犬が現に追跡中の犬であつて当該土地、建物又は船車内に立ち入らなければ、それを捕獲することが客観的にみて不可能であると判断される場合に限られるのであつて、単に鑑札又は注射済票を着けていない犬が庭先等にいる場合、又は追跡中の犬がそれらの場所に逃げ込んだ場合であつてもその犬を垣根の外から石、棒等で追い出すことが可能な状態にある場合などは、捕獲のための立入はできないものであること。
- (4) 第3項でいう「合理的に必要と判断される限度」とは、犬を捕獲するについて立ち入ることのできる場所的範囲の制限を意味するものであるから、立入権を行使する場所も客観的に見て最少限度の範囲内にとどめられるべきであること。
- (5) 本項でいう「住居」とは、日常生活に用いる家屋とか部屋等の場所であつて、従つて、庭とか空地等は右の住居の概念には含まれないのであつて、いわゆる刑事法上の住居の概念より狭い概念であること。
- (6) 第4項に規定する「正当な理由」とは、重病人のある場合、冠婚葬祭の場合等を意味していること。
- (7) 第9項ただし書に規定する「やむを得ない事由」とは、犬を引取に行けない事情が客観的にみて無理もないと考えられる場合であつて、例えば、然るべき家人が病臥中であるとか、旅行中であるとかの場合を考えていること。

なお、第9項ただし書の規定による申出をした者に対しても、できるだけ早く犬を引き取るよう指導されたいこと。

## 2 けい留されていない犬の薬殺

薬殺する旨の周知の方法としては、施行令第7条第1項各号に定めるすべての方法を充足することを要するが、この他にも広報車を利用するなど、つとめて効果的な方法を併せ行い、万全を期せられたいこと。

特に、外国人の居住する地区においては、外国語による周知の方法をも行うよう考慮すること。